大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設放射線障害予防規程

（目 的）

第１条　この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６７号。以下「法」という。）の規定に基づき、大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻（以下「保健学専攻」という。）の放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の取扱いを規制することに関し必要な事項を定め、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は保健学専攻の放射線施設に立ち入る者、放射線施設管理、その他付随する業務に従事するすべての者に適用する。

（用語の定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)	総長	法人の代表である学長
(2)	放射線施設	保健学専攻放射性同位元素等使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設
(3)	ＲＩ	放射性同位元素
(4)	立入者	管理区域に立ち入るすべての者
(5)	汚染物	ＲＩで汚染された物及び汚染されたおそれのある物
(6)	ＲＩ等	ＲＩ及びＲＩで汚染された物又は汚染されたおそれのある物
(7)	放射性廃棄物	ＲＩ及び汚染物の廃棄物
(8)	協会	公益社団法人日本アイソトープ協会
(9)	施行規則	昭和３５年総理府令第５６号

（保健学専攻長への委任）

第４条　医学系研究科長は、放射線施設の管理運営に関する事項について、保健学専攻長に委任するものとする。

（放射線障害防止に関する組織及び職務）

第５条　保健学専攻長は、放射線施設におけるＲＩ等の取扱い並びに放射線障害の防止に関する安全管理全般の責任を有し係る業務を総括する。

２　保健学専攻における放射線障害防止に関する組織は、別図に掲げるとおりとする。

（放射線安全委員会）

第６条　保健学専攻長は、放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、保健学専攻に放射線安全委員会を置き、ＲＩ等の安全管理及び放射線障害の防止に関する必要な事項を審議する。その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員については、大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射線安全委員会規程で規定する。

（放射線取扱主任者）

第７条　法に基づき、放射線施設に放射線障害の発生の防止について監督を行わせるため、放射線取扱主任者を置く。

２　放射線取扱主任者の選任については、保健学専攻の教員のうち、第１種放射線取扱主任者免状を有する者の中から総長が行うものとし、総長はこれを保健学専攻長に専決させるものとする。これを解任するときも、同様とする。

３　前２項に掲げる選任及び解任を行った場合は、保健学専攻長は速やかに総長に届け出るものとする。

４　放射線取扱主任者は、次の各号に掲げる実務に当たる。

(1) 予防規程の改正等への参画

(2) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査

(3) 立入検査等の立会い

(4) 保健学専攻長に対する意見の具申

(5) 放射線安全委員会の開催の要求

(6) 使用状況等並びに放射線施設、帳簿及び書類等の監査

(7) 関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示

(8) 危険時等の対策及び措置

(9) その他放射線障害防止に関する必要事項

５　保健学専攻長は法第３６条の２の規定に基づき、放射線取扱主任者に選任後１年以内（選任前１年以内に受講していた者は、その受講の翌年度の開始日から３年以内)、その後は翌年度の開始日から３年以内ごとに、定期講習を受講させなければならない。

６　放射線取扱主任者の職務を総括、ＲＩ施設の運用・管理に関する事項に分担してこれを行う。ただし、どちらかの放射線取扱主任者がその職務を行うことができない場合には、他の放射線取扱主任者がこれを補う。

（放射線取扱主任者の代理者の選任）

第８条　放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その期間中職務を代行させるため、放射線取扱主任者の代理者を置く。

２　放射線取扱主任者の代理の選任又は解任は、第７条第２項及び第３項の規定を準用する。

３　放射線取扱主任者の代理者は、第７条第４項に掲げる実務を代理する。

（ＲＩ管理室の設置）

第９条　放射線施設の維持・管理並びにＲＩ等を安全管理し、放射線障害の発生を防止するため保健学専攻にＲＩ管理室を置く。

（取扱責任者）

第１０条 保健学専攻長は、放射線業務従事者として登録している教員の中から取扱責任者を定める。

２　取扱責任者は、放射線取扱主任者の指示のもとに放射線業務従事者に対し、放射線作業について適切な指示を与えるものとする。

（施設管理責任者）

第１１条 放射線施設の維持及び管理のため、施設管理責任者を置く。

２　施設管理責任者として保健学事務室長をもって充てる。

３　施設管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 施設構造の維持に関する業務

(2) 電気設備の維持に関する業務

(3) 給排気設備、給排水設備の維持に関する業務

（安全管理責任者）

第１２条 放射線管理に関する業務を総括するために、保健学専攻にＲＩ安全管理責任者を置く。ＲＩ安全管理責任者は、ＲＩ安全管理業務担当者の業務の総括を行う。

２　安全管理責任者は、保健学専攻長が委嘱する。

（安全管理担当者）

第１３条 放射線管理業務を行うため、ＲＩ安全管理業務担当者及び安全管理事務担当者を置く。

２　安全管理業務担当者は、保健学専攻長が委嘱する。

３　安全管理事務担当者として保健学事務室長をもって充てる。

４　ＲＩ安全管理業務担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 管理区域に立ち入る者の入退記録、放射線被ばく、汚染防止に関する管理
(2) 放射線施設に係る放射線の量及びＲＩによる汚染の状況の測定並びに記録
(3) 放射線管理用測定器の保守管理
(4) ＲＩ等の受入れ、払出し、使用、保管、廃棄及び運搬に関する管理
(5) 放射線作業の安全取扱いに係る技術的事項に関する業務
(6) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施
(7) 放射性廃棄物の管理、引き渡し及び処理に関する業務
(8) 放射線業務従事者に対する健康診断、放射線被ばく及び教育訓練の記録
(9) 管理区域の外に通ずる扉、貯蔵室及び廃棄保管室の扉の鍵の管理

5　安全管理事務担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 放射線業務従事者に対する健康診断、放射線被ばく及び教育訓練の通知
(2) 法令で定める記録の保管
(3) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等事務的事項に関する業務

（登録）

第１４条 保健学専攻において、ＲＩ等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により申請し、登録されなければならない。

2　前項の規定により登録された者以外の者は、放射線業務に従事し、又は管理区域に立ち入ってはならない。ただし、管理区域に、放射線取扱主任者又はＲＩ管理室の許可を受けて管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）はこの限りでない。一時立入者が管理区域に立ち入るときは、放射線取扱主任者の指示のほか、放射線業務従事者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

3　保健学専攻長は、放射線取扱主任者の助言に基づき、必要に応じて登録を抹消することができる。

（放射線施設の維持管理）

第１５条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、放射線施設を法令に定める技術上の基準に適合するよう維持管理し、６月を超えない期間ごとに大阪大学医学系研究科保健学専攻放射線施設管理保守点検記録に従い点検を行い、その結果を記録する。

2　前項の点検により異常を認めたときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、異常の内容及び講じた措置を放射線取扱主任者及び保健学専攻長に報告するものとする。

3　安全管理事務担当者は、放射線管理状況報告書を作成して保健学専攻長に提出し、総長を通じて所定の期日までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

4　保健学専攻長は、管理区域の外に通ずる扉、貯蔵室及び廃棄保管室の扉を施錠し、ＲＩ安全管理業務担当者にその鍵を厳重に管理させ、これらの扉を出入りした者の氏名、所属及び出入りの日時を記録させなければならない。

（管理区域に関する遵守事項）

第１６条 立入者は、放射線取扱主任者が法令等に基づいて行う放射線障害の防止に関する指示に従わなければならない。

2　一時立入者は、放射線取扱主任者又はＲＩ管理室の許可を得なければならない。

3　立入者は、管理区域への立入りに際しては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 管理区域内立入記録簿に所定の事項を記録すること。

(2) 個人被ばく線量測定のため、大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設測定記録要項（以下「測定記録要項」という。）に規定された放射線測定器を着用して、継続して測定すること。ただし、一時立入者にあっては、外部被ばく及び内部被ばくにおいての実効線量について１００マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りではない。

(3) 専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業衣を着用すること。

(4) 管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等ＲＩを体内に摂取するおそれがある行為を行わないこと。

(5) ＲＩを体内摂取したとき、又はそのおそれのあるときは、放射線取扱主任者の指示に従うこと。

(6) 退出するときは、汚染検査室において身体、衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のあるときは、除染を行い、もし除染が出来ない場合は放射線取扱主任者の指示に従うこと。

(7) 管理区域から器具等を持ち出す場合には、表面密度限度の１０分の１以下であることを確認すること。

4　安全管理責任者は、管理区域の入口にＲＩの取扱いに関する注意事項及び貯蔵室の目のつきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

第１７条 放射線取扱主任者は、ＲＩ等の取扱方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去又はＲＩ等の使用禁止等必要な措置を講ずることができる。

（ＲＩの移動と事前承認）

第１８条 放射線施設で使用するＲＩを購入する場合、又はＲＩ等並びに放射性廃棄物を外部から搬入し、若しくは外部へ搬出する場合には、それぞれの種類、数量、年月日及び性状等についてあらかじめ所定の手続きにより放射線取扱主任者の承認を得なければならない。

２　ＲＩ等を運搬しようとする場合は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項により行わなければならない。

３　前２項の取扱いについては、作業ごとに取扱責任者を定めるものとし、取扱責任者は、放射線取扱主任者の指導のもとに、当該従事者に対し適切な指示を与えるものとする。

（ＲＩの登録）

第１９条 放射線施設で使用又は保管するＲＩは、すべて所定の方法により登録しなければならない。

（ＲＩの使用）

第２０条 ＲＩの使用に際しては、大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設放射線取扱い基準（以下、「放射線取扱い基準」という。）に定める事項を厳守するほか、放射線取扱主任者の指示に従わなければならない。

（ＲＩの保管）

第２１条 ＲＩの保管に際しては、放射線取扱い基準に定める事項に従って行うほか、放射線取扱主任者の指示に従わなければならない。

２　放射線取扱主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えてＲＩを保管しないように監督しなければならない。

３　保管中のＲＩは、ＲＩ安全管理責任者が定期的に確認すること。

（ＲＩの廃棄）

第２２条 ＲＩ等又は放射性廃棄物は、通常の廃棄物と混合して廃棄してはならない。

２　ＲＩ等又は放射性廃棄物の廃棄に際しては、放射線取扱い基準に定める事項に従って行わなければならない。

（測定）

第２３条　ＲＩ管理室は放射線の量、ＲＩ等による汚染の状況等についての測定を、放射線取扱主任者の指示に従って、次の各号について行うものとする。測定記録要項に規定された測定箇所及び測定の方法で記録する。

(1)　放射線の量

(2)　ＲＩ等による汚染の状況の測定（表面密度、空気中又は水中濃度）

2　前項の測定は、作業開始前に１回、作業開始後にあっては１月を超えない期間ごとに１回行わねばならない。ただし、排気、排水設備のＲＩ等による汚染の状況の測定については排気又は排水の都度行う。

3　また、前項の規定にかかわらず、汚染が生じたと考えられる場合にはその都度測定する。

4　放射線の量の測定は、原則として１センチメートル線量当量率又は１センチメートル線量当量について行うものとする。

5　第１項の測定は、測定記録要項に定めた放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、この測定が測定器によりがたいときは計算により行うことができる。

6　ＲＩ管理室は、測定記録要項に定めた放射線測定器について、校正又は確認校正を測定記録要項に定めた期間毎に行い、その実施年月日、測定器の種類及び形式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名又は名称を記録し、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

7　第１項の測定により汚染が発見された場合、ＲＩ管理室が、当該実験室等を使用した取扱責任者に伝え、当該責任者が除染を実施すること。除染の実施においては、必要に応じて当該責任者が除染計画を作成し、放射線取扱主任者の確認を取ること。

第２４条 放射線業務従事者は、個人被ばく線量測定のための放射線測定器を着用しなければならない。その際、外部被ばく線量の測定は大阪大学個人被ばく線量の測定要項により行い、放射線測定器を用いて測定することができない場合は、計算によって算出することとする。また、内部被ばく線量についても同要項により行うものとする。

2　放射線測定器は、測定記録要項にて規定された者が測定するものとする。

3　放射線業務従事者が他の使用施設で放射線作業を行うときも、前２項に準ずるものとする。

4　前３項の測定結果は、保健学専攻長が管理し、大阪大学放射線総合管理システムを用いて永年保存する。また、保健学専攻長は、その記録の写しを記録の都度、本人に交付しなければならない。

5　医学系研究科（保健学専攻に限る）以外の部局に登録された放射線業務従事者の個人被ばく線量は、所属部局の放射線取扱主任者の指示のもとに所属部局において測定するも

のとし、当該部局長は、その記録の写しを記録の都度、保健学専攻長に提出するものとする。

（教育訓練）

第２５条 保健学専攻長は、放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は放射線取扱業務に従事する前については、法に定める項目及び大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設教育及び訓練等実施要項に定める項目及び時間数の教育訓練を、管理区域に立ち入った後又は放射線取扱等業務の開始後にあっては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から１年以内に実施しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、法に定める項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると保健学専攻長が認める者については、当該項目についての教育及び訓練を免除することができる。

３　保健学専攻長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設教育及び訓練等実施要項に定める放射線障害を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

（放射線業務従事者の転出等の際の措置）

第２６条 保健学専攻長は、放射線業務従事者が配置換、転出又は退職等により異動する場合は、当該放射線業務従事者の取扱い等に係るＲＩ等の他の放射線業務従事者への引継、廃棄その他必要な措置を講じなければならない。

（健康診断）

第２７条 大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長は、大阪大学において放射線業務従事者の健康診断を実施する。健康診断結果の写しは、大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長が本人に交付しなければならない。

２　保健学専攻長は、大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項により健康診断を放射線業務従事者に受けさせなければならない。ただし、学外等で実施されている健康診断の診断書の写し、他の放射線施設が発行した健康診断を実施した旨記載の従事者証明書、又は必要事項が記入された電離放射線障害防止規則様式第１号の２の電離放射線健康診断個人票の提出をもって代えることができる。ただし、医学系研究科（保健学専攻に限る）以外の部局に所属する放射線業務従事者にあってはその所属部局長が行い、その結果を保健学専攻長に報告するものとする。

3　保健学専攻長は、第１、第２項の放射線業務従事者の健康診断の結果に応じ、大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長及び放射線取扱主任者の意見に基づき放射線障害を受け又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の措置をとる。

要注意 作業時間の短縮、作業の内容制限

要制限 配置転換

要療養 休養加療

4　保健学専攻長は保健学専攻に所属する放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合は、遅滞なく医師による診断を受けさせ、必要な保健指導等の適正な措置を講じなければならない。

（記帳及び保存）

第２８条 保健学専攻長は、安全管理に必要な帳簿を備え、必要事項を確実に記帳させなければならない。

2　ＲＩ等の安全管理に必要な帳簿は次に掲げるものとする。

(1) ＲＩの受入れ、払出しに関する帳簿

(2) ＲＩ使用に関する帳簿

(3) ＲＩ保管に関する帳簿

(4) ＲＩ廃棄に関する帳簿

(5) ＲＩ運搬に関する帳簿

(6) 放射線の量及び汚染の測定に関する帳簿

(7) 放射線業務従事者の被ばく線量の測定に関する帳簿

(8) 放射線業務従事者の健康診断に関する帳簿

(9) 教育訓練に関する帳簿

(10) 放射線業務従事者の登録に関する帳簿

(11) 管理区域立入記録

(12) 施設の保守点検記録

(13) 第１５条第４項に定める記録

3　放射線取扱主任者は、帳簿を点検する。

4　帳簿は、毎年４月１日に開設し、３月３１日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖するものとし、放射線業務従事者の被ばく線量の測定に関する帳簿及び健康診断に関する帳簿は大阪大学放射線総合管理システムにおいて永年保存し、その他は保健学専攻において５年間保存する。

（地震等の災害時における措置）

第２９条 大規模自然災害（震度５強以上の地震、風水害その他自然災害）又は放射線施設に火災その他災害が起こった場合には、次の各項に定めるところにより応急の措置をとらなければならない。

２　地震、火災その他の災害が起こった場合には、別表１に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

３　災害の発見者は、放射性同位元素等の取扱いに係る緊急対応マニュアル（以下「緊急対応マニュアル」という。）に従い、必要に応じて措置を講ずるものとする。

４　保健学専攻長は、通報を受けたときは、身の安全を確保した上で直ちに放射線施設を点検しなければならない。

５　放射線取扱主任者は、管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内のＲＩ若しくはその収納容器に延焼する火災が発生した場合（事業所内運搬中の場合を含む）には、異常事態が発生しなくても原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

（危険時の措置）

第３０条 地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、別表１に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

２　保健学専攻長は、直ちに災害の防止の措置を講じるとともに、事業所の汚染が認められる場合は、当該区域への立入禁止措置を執るものとする。

３　放射線取扱主任者は、避難警告その他法令及び緊急対応マニュアルの定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、放射線科学基盤機構長及び原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

４　保健学専攻長は、緊急作業が必要な場合は緊急作業に従事する者を任命し、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。

５　放射線取扱主任者は、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、保健学専攻長に状況を報告しなければならない。

(1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がある場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。

(2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。

(3) ＲＩを他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周囲に縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ、関係者以外の立入を禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。

(4) 緊急作業に従事する者は、放射線取扱主任者の指示に従うこと。

6　保健学専攻長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は、事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

（事故時の措置）

第３１条 第１号から第８号までに掲げる事故が発生したときは、別表２に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

(1) ＲＩ等の盗取又は所在不明が発生した場合。

(2) 気体状のＲＩ等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、施行規則第１９条第１項第２号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(3) 液体状のＲＩ等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第１９条第１項第５号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(4) ＲＩ等が管理区域外で漏えいしたとき。

(5) ＲＩ等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

ア 漏えいした液体状のＲＩ等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

イ 気体状のＲＩ等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ウ 漏えいしたＲＩ等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

(6) 施行規則第１４条の７第１項第３号の線量限度若しくは第１４条の９第３号若しくは第１４条の１１第１項第３号の基準に係る線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

(7) ＲＩ等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては５ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては０．５ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

(8) 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

2　管理下にないＲＩ等が発見されたときは、別表３に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

3　保健学専攻長は緊急対応マニュアルの定める応急の措置を講ずる判断をする。

4　保健学専攻長は、緊急作業が必要な場合は緊急作業に従事する者を任命し、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。

5　放射線取扱主任者は、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、保健学専攻長に状況を報告しなければならない。

(1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がある場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。

(2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。

(3) ＲＩを他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周囲に縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ、関係者以外の立入を禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。

(4) 緊急作業に従事する者は、放射線取扱主任者の指示に従うこと。

6　保健学専攻長は、必要に応じて、放射線業務従事者及び放射線科学基盤機構長及び安全衛生管理部長に応急の措置の協力を要請することができる。

7　保健学専攻長は、緊急作業に従事した者に対し必要と認められる場合は、事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

8　保健学専攻長は、第１項第１号に掲げる事故の連絡を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。

9　保健学専攻長は、第１項の事故の状況及びそれに対する対処を１０日以内に総長及び原子力規制委員会の担当部局に報告しなければならない。

（危険時又は事故時の情報提供）

第３２条 保健学専攻長は放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供を総括しなければならない。

2　保健学専攻長は、前項の事態が発生したときは、放射線安全委員会内に問い合わせ窓口を設置し、放射線安全委員会委員等に対応させる。なお、外部への情報発信は大阪大学ホームページ等を通じて行う。

3　保健学専攻長は、発生した事故の状況、災害、危険事態の大きさ及び被害の程度に応じて情報提供する方法及び内容を放射線安全委員会で協議し、次の各号に掲げる項目を必要に応じて随時提供する。

(1) 事故の発生日時及び発生した場所

(2) 汚染の状況等による事業所等外への影響

(3) 事故の発生した場所において取り扱っているＲＩ等の種類、性状及び数量

(4) 応急措置の内容

(5) 放射線測定器による放射線量の測定結果

(6) 事故の原因及び再発防止策

(7) その他の事故に関する情報

4　保健学専攻長は、情報提供において放射線科学基盤機構長及び安全衛生管理部長に情報提供に関する助言及び協力を要請することができる。

（業務の改善）

第３３条 保健学専攻長は、放射線施設のＲＩ等の使用・管理等に係る安全性を向上させるため、業務の改善活動を行わなければならない。

2　業務の改善活動は、大阪大学放射線施設自主安全点検活動要項に基づいて、以下に掲げる方法で行う。

(1) 部局自主安全管理点検活動

ア 放射線安全委員会は安全点検計画を年度ごとに定め、安全点検計画を原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会に提出する。

イ ＲＩ管理室及び放射線取扱主任者は、安全点検計画に基づいて点検活動を実施し、自己評価する。

ウ ＲＩ管理室は、前項の結果を保健学専攻長及び放射線安全委員会に報告する。

エ 保健学専攻長は、改善点について必要な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を放射線安全委員会に報告する。

オ 保健学専攻長は、点検で判明した不適合事項に関して講じた措置の内容及びやむを得ず保健学専攻で対処出来ない不適合事項について、原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会に報告する。施設整備に関する課題については、原子力研究・安全委員会研究施設・設備等検討部会に報告する。

(2) 全学自主安全管理点検活動（隔年で実施）

ア　放射線施設は、原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会より、部局自主安全管理点検活動で実施された内容及び方法について点検を受けるとともに、原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会が策定した施設点検方法に基づいて点検を受ける。

イ　点検により不適合事項が判明した場合は、保健学専攻長は不適合事項を改善し、原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会に報告する。保健学専攻で対処出来ない場合は、その課題についても原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会に報告する。なお、施設整備に関する課題については、原子力研究・安全委員会研究施設・設備等検討部会に報告する。

附 則　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。
大阪大学医学部保健学科放射性同位元素使用施設放射線障害予防細則（平成９年４月１日制定）は、廃止する。

附 則　この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則　この改正は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則　この改正は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則　この改正は、平成１９年１０月１１日から施行し、平成１９年１０月１日から適用する。

附 則　この改正は、平成２２年４月８日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附 則　この改正は、平成２２年９月１０日から施行する。

附 則　この改正は、平成２３年１２月１日から施行する。

附 則　この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則　この改正は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則　この改正は、平成２７年９月３日から施行する。

附 則　この改正は、令和元年８月１日から施行する。

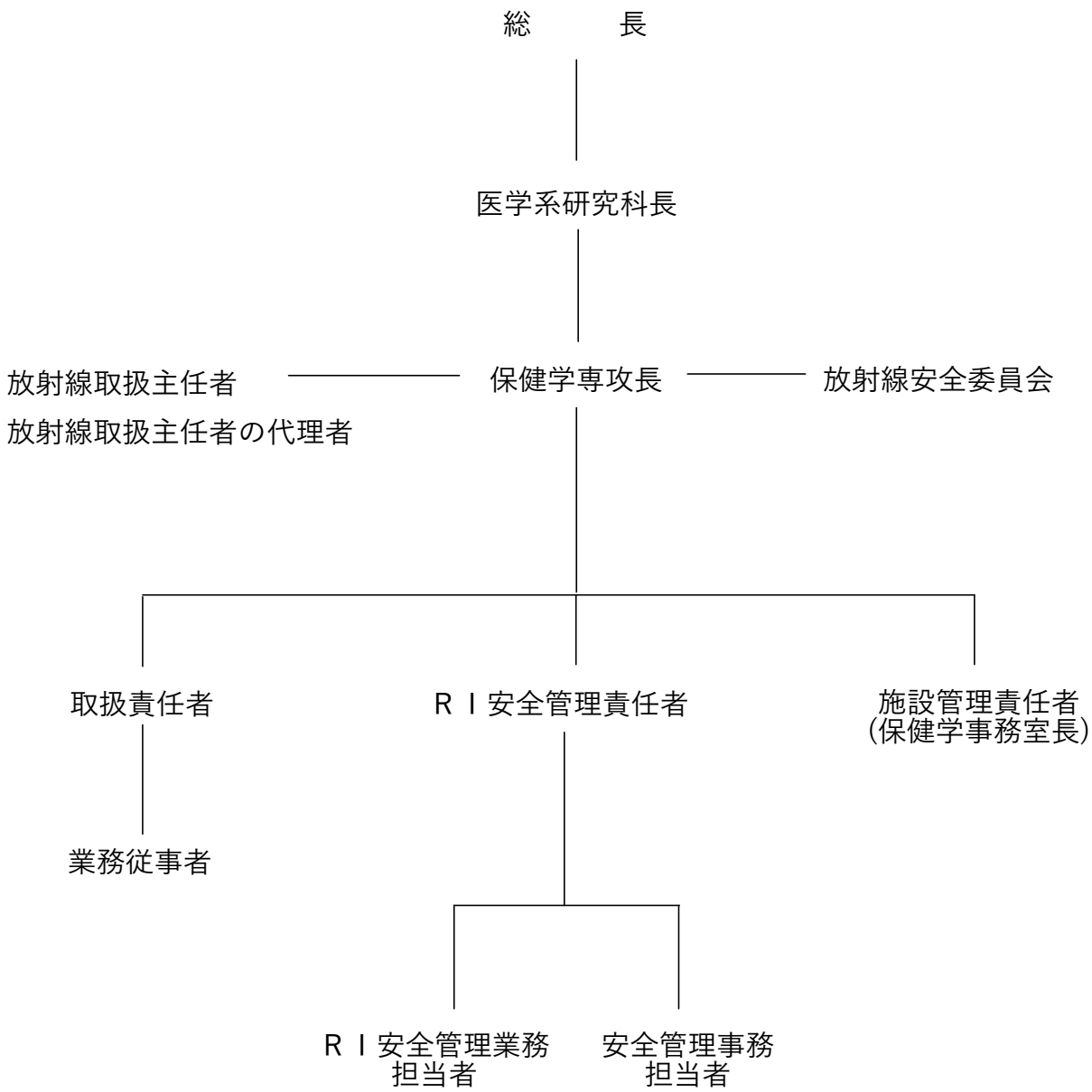
附 則　この改正は、令和２年２月１３日から施行する。

附 則　この改正は、令和５年１０月１日から施行する。

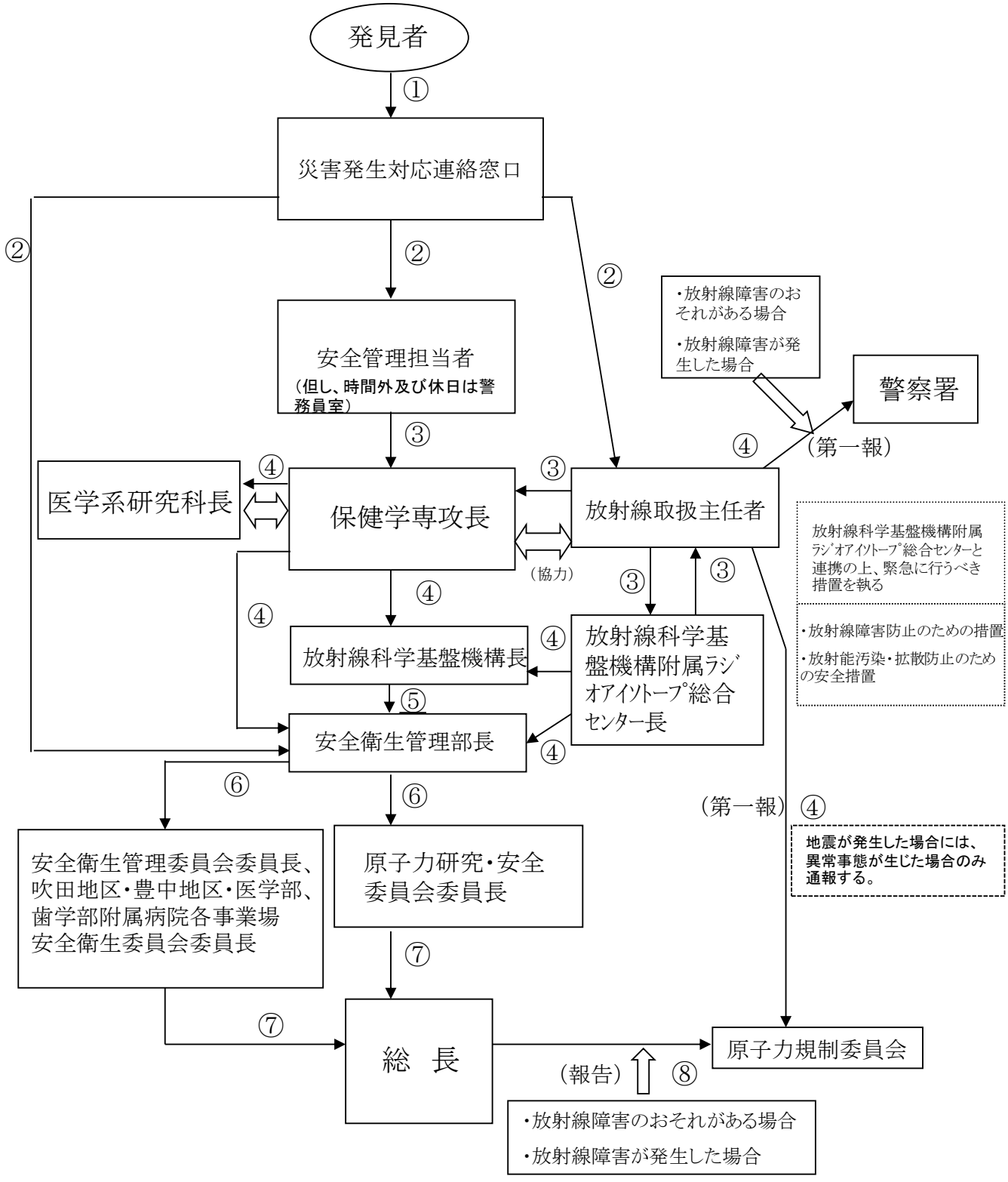
附 則　この改正は、令和５年１２月２５日から施行し、令和５年１２月１２日から適用する。

別　　図

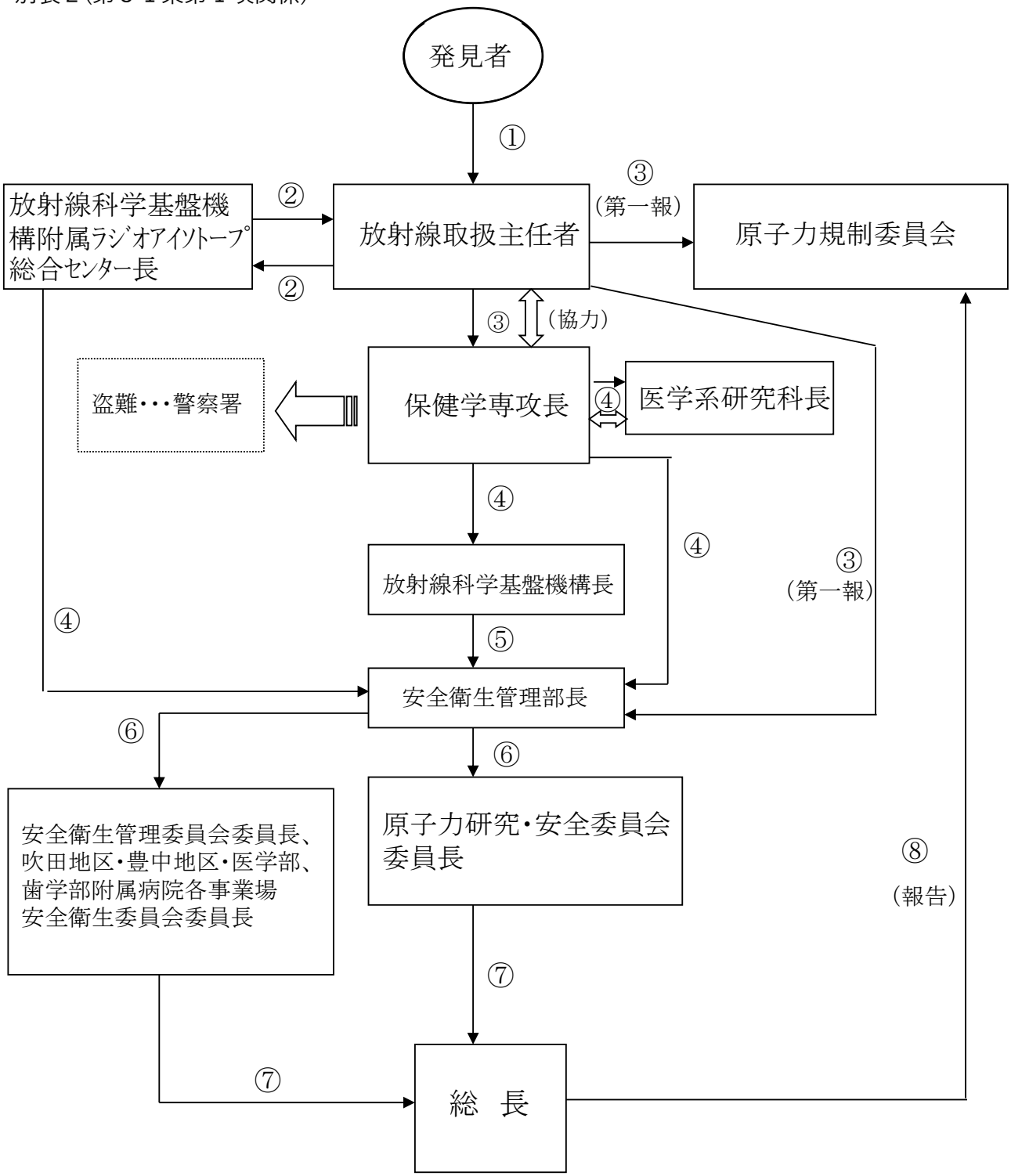
大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射線施設組織図



別表１(第２９条第２項及び第３０条第１項関係)



別表２(第３１条第１項関係)



別表３(第３１条第２項関係)

